



お納 6月30日(火) 知期 市民税・都民税……………第1期分
ら限 納付書裏面等に記載の場所で納付してください。
せの 便利な口座振替をご利用ください。



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

3つの密(密閉・密集・密接)を避けることを心掛けましょう

健康課健康係 (☎042-321-1240)



新型コロナウイルスに関する情報について

新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針(第2弾)は4面、市医師会からのメッセージ(注意喚起)は8面、東京都行政書士会多摩中央支部による持続化給付金等の無料申請サポートについては11面情報アラカルトへ

国からの緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、手洗い、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを保つ等の、感染しない、感染させない行動を心掛けてください。外出する際には、くれぐれも感染防止対策にご留意ください。

また、感染拡大の影響により、イベント等を中止または内容を変更する場合があります。最新の情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。関連情報については市ホームページ(上記QRコード)にまとめて掲載しています。

◆ お困りごとの相談窓口 ◆

生活資金等でお困りの方

自立相談サポートセンター (社会福祉協議会内 ☎042-386-0295)

納付についてのご相談

- ▷各種市税(国民健康保険税を含む) = 納税課納税係 (☎042-387-9823)
- ▷介護保険料 = 介護福祉課介護保険係 (☎042-387-9921)
- ▷後期高齢者医療保険料 = 保険年金課高齢者医療係 (☎042-387-9834)

▷上下水道料 = 都水道局多摩お客さまセンター (ナビダイヤル ☎0570-091-101、☎042-548-5110)

※その他各種納付のご相談につきましても各担当課へご連絡ください

資金繰りや経営に関する相談

- 実施期間 7月31日(金)まで
- 所 経済課(市役所第二庁舎4階)
- 内 中小企業診断士が話を伺います
- 対 中小企業者等
- 他 予約を優先します
- 申 電話で、経済課産業振興係 (☎042-387-9831) へ

特別定額給付金について

特別定額給付金の概要やよくある質問等は、総務省のホームページまたは総務省のコールセンター(☎0120-260020※午前9時~午後8時)で確認ができます。

市役所の窓口では、申請書の配布や受け付けは行っていません。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、来庁はお控えくださいますようお願いいたします。

内対基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に登録されている方に、1人につき10万円

■手続きを行う人 世帯主

- 申請方法
 - ▷郵送申請 = 6月1日~8月31日(消印有効)に、市から郵送された申請書に必要事項を記入し、返送する
 - ▷オンライン申請 = マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの特設フォームから申請
 - 給付開始日
 - ▷郵送申請 = 6月中旬以降順次 ▷オンライン申請 = 5月下旬以降順次
- 問 市新型コロナウイルス感染症対策本部(新型コロナウイルス感染症関係コールセンター)(☎042-383-1970/FAX042-383-5020※午前9時~午後5時、土曜・日曜・祝日を除く)

市内飲食店を応援するプロジェクトのご紹介

市ホームページでは、新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受けている市内飲食店等を応援するプロジェクトを紹介しています。

問 経済課産業振興係 (☎042-387-9831)



対象	申請	支給日
公務員以外の方(市から案内を送付します)	不要(受給を辞退する方は、受給拒否届出書の提出が必要)	6月中旬
公務員の方	6月1日~8月31日までに、勤務先所属庁から交付される申請書(受給証明済みのもの)に、通帳またはキャッシュカードの写しを添付し、子育て支援課手当助成係へ郵送	7月下旬以降順次

※振り込め詐欺や個人情報

座 問 子育て支援課手当助成係 (〒184-8504住所不要) ☎042-387-9833(9)

子育て世帯に対する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、臨時・特別の措置として、対象児童1人当たり1万円を1回限りで支給します。
令和2年3月31日までに出生し、令和2年4月分(15歳に達する日以後の最初の年度末を経過し、4月分が対象外となる方は3月分)の児童手当受給者(特例給付該当者は除く)
問 子育て支援課手当助成係 (〒184-8504住所不要) ☎042-387-9833(9)

子育て世帯への臨時特別給付金を支給

子育て世帯に対する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、臨時・特別の措置として、対象児童1人当たり1万円を1回限りで支給します。